

様式第 9

平成 2 8 年度循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
愛知県稲沢市地域	稲沢市	平成23年度から平成27年度	平成23年度から平成27年度

1 目標の達成状況
(ごみ処理)

指 標	現状 (割合※1) (平成 21 年度)	目標 (割合※1) (平成 28 年度) A	実績 (割合※1) (平成 28 年度) B	実績B /目標A	
排出量	事業系 総排出量	8,019 t	7,463 t (93.1%)	7,783 t (97.1%)	104.3%
	1 事業所当たりの排出量	1.565 t	1.456 t (93.0%)	1.484 t (94.8%)	101.9%
	家庭系 総排出量	34,039 t	31,156 t (91.5%)	31,494 t (92.5%)	101.1%
	1 人当たりの排出量	247kg/人	233 kg/人 (94.3%)	228 kg/人 (92.3%)	97.9%
	し尿処理汚泥 総排出量	1,960 t	1,904 t (97.1%)	1,832t (93.5%)	96.2%
合 計 事業系家庭系総排出量合計	44,018 t	40,523t (92.1%)	41,109 t (93.4%)	101.4%	
再生利用量	直接資源化量	8,276 t (18.8%)	8,604 t (21.2%)	5,774 t (14.0%)	67.1%
	総資源化量	11,619 t (26.4%)	12,526 t (30.9%)	8,370 t (20.4%)	66.8%
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	7,857 MWh	6,757 MWh	10,108 MWh	149.6%
減量化量	中間処理による減量化量	30,073 t (68.3%)	26,796 t (66.1%)	30,053 t (73.1%)	112.2%
最終処分量	埋立最終処分量	4,786 t (10.9%)	3,748 t (9.2%)	4,274 t (10.4%)	114.0%

※1 排出量は現状に対する割合、その他の指標は排出量に対する割合

※2 (1 事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

事業所数は、平成 21 年度、平成 28 年度 (目標) とともに平成 18 年度事業所企業統計の事業所数 5,124 を計算に使用した。平成 28 年度実績は、平成 26 年度経済センサス基礎調査の平成 26 年 7 月 1 日現在の稲沢市事業所数 5,243 を計算に使用した。

※3 (1 人当たりの排出量) = { (家庭系ごみの総搬出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

人口 (外国人含む) = 平成 21 年度 138,015 人 平成 28 年度 (目標) 134,000 人 平成 28 年度 (実績) 137,692 人

※4 最終処分量は平成 9 年度実績 7,989 トンに対して、目標年度の平成 28 年度には最終処分量が 3,748 トンであり最終処分量は 53.1%削減

《指数の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く。) [単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

熱回収量：熱回収施設において年間発生蒸気量 (2.65MPaG, 280°C) [単位：トン]

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

減量化量：中間処理量と処理後の残渣量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

(生活排水処理)

指 標	現 状 (平成 21 年度)	目 標 (平成 28 年度) A	実 績 (平成 28 年度) B	実績B /目標A
総人口	134,945人	131,020人	137,692人	—
公共下水道	汚水衛生処理人口	45,886人	55,771人	98.5 %
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(34.0%)	(43.2%)	(40.5%) 93.8 %
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	8,462人	7,823人	78.6 %
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(6.3%)	(7.6%)	(5.7 %) 74.8 %
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	31,852人	37,863人	87.6 %
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(23.6%)	(33.0%)	(27.5 %) 83.3 %
未処理人口	汚水衛生未処理人口	48,745人	36,235人	170.7 %

2 各施策の実施状況

施策種別	事業番号	施策の名称等	実施主体	施策の概要	事業実施期間 (事業計画期間)	施策の実績
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	受益者負担の見直し	稲沢市	必要に応じ、3R、環境教育、普及啓発、施設見学、助成、推進体制の整備に関する推進をするとともに処理コストを把握し、受益者負担について検討する。	平成23年度～ 平成27年度	平成23年度に近隣団体のごみ処理手数料の調査を行い、処理手数料の改定を実施した。 150円/10kgから200円/10kg また、平成25年度に発行したごみ辞典において3Rを啓発するとともに家庭、事業者に直接搬入の手数料を周知した。 環境教育として、ダンボールコンポストやエコ料理の講座等を行うとともに、環境センターの施設見学においても、排出者としてごみ処理に係るコストを意識してもらう機会を作った。また、直接資源化品目の回収に対しては、従量助成等を行うことでごみ減量に対するインセンティブとしている。 推進体制の整備については、廃棄物減量等推進審議会で、諸施策の進捗管理等を行っている。
	12	事業系一般廃棄物の排出抑制及び減量化	稲沢市	事業系一般廃棄物収集運搬許可業者を通じ、排出事業者に対し、減量化・資源化の推進を図る。	平成23年度～ 平成27年度	平成23年度、平成25年度、平成27年度において、全許可業者を集めて啓発指導を実施した。

	13	生活排水対策	稲沢市	河川の公共用水域の浄化対策及び浄化対策及び浄化槽の適正な維持管理をするため、広報、啓発活動を積極的行う。	平成23年度～ 平成27年度	稲沢市広報により、各年度4月、5月及び10月に啓発記事を掲載。稲沢市ホームページにおいて、浄化槽設置啓発ページを掲載。
処理体制の構築、変更に関するもの	21	既存の単独処理浄化槽から合併浄化槽への転換	稲沢市	下水道認可区域を除き合併浄化槽整備を進める。また、単独浄化槽から合併浄化槽へ転換を進める	平成23年度～ 平成27年度	平成23年度設置基数241基（うち転換27基） 平成24年度設置基数45基（全て転換） 平成25年度設置基数30基（全て転換） 平成26年度設置基数24基（全て転換） 平成27年度設置基数28基（全て転換） 合計設置基数368基（うち転換154基）
処理施設の整備に関するもの	1	ごみ処理施設整備事業	稲沢市	ごみ処理施設の長寿命化を図る施設整備をする。	平成25年度～ 平成27年度	平成25年度から平成27年度の3ヵ年施設整備事業を実施。
処理施設の整備に関するもの	2	合併浄化槽設置整備事業	稲沢市	合併浄化槽設置補助金制度の普及を図る	平成23年度～ 平成27年度	平成23年度 241基 平成24年度 45基 平成25年度 30基 平成26年度 24基 平成27年度 28基 合計 368基 ※平成24年度から、新築・増改築等を対象から除外し、転換のみを対象とした。

施設整備に係る計画支援に関するもの	31	施設整備に関する計画	稲沢市	ごみ処理施設の長寿命化を図る施設整備をする。	平成23年度	平成23年度にごみ処理施設長寿命化計画を策定。
	32	施設整備に関する支援	稲沢市	施設基幹整備の設計	平成24年度	平成24年度にごみ処理施設長寿命化工事の設計を行った。
その他	41	家電リサイクルに対する普及啓発処理方法の構築	稲沢市	家電リサイクル法に基づく処理の普及啓発及び市処理方法の構築。	平成23年度～平成27年度	ごみカレンダー、ごみ辞典、稲沢市ホームページで、普及啓発を行った。 また、平成23年4月からは、引取義務外品の収集体制を構築した。
	42	不法投棄対策	稲沢市	分別区分の徹底とパトロール強化。	平成23年度～平成27年度	不法投棄場所に啓発用看板を設置するとともに、パトロールを強化した。 また、ごみ集積場所における分別不適物を低減させるため、回覧や表示を行ない、分別区分の徹底を図った。 なお、平成24年度に不法投棄監視カメラを増設し、4台のカメラとダミーカメラを運用している。
その他	43	資源物の盗難対策	稲沢市	リサイクル資源等の抜き取り行為に対して、収集運搬の禁止及び指導命令を条例に規定し、パトロールを実施	平成23年度～平成27年度	抜き取り、持ち去り等を強化するための条例の整備を平成23年度に行うとともに、パトロールを実施し、強化を図った。

	44	広報・啓発活動のあり方	稲沢市	<p>広報・啓発活動は、広報、ごみカレンダー、ごみ辞典、ホームページ等のメディアや、各種イベント開催時などさまざまな機会を活用し実施する。</p>	平成23年度～平成27年度	<p>ごみ減量化のためのごみの水切りネット活用のモニタリング、段ボールコンポスト、エコ料理教室を開催し、ごみ減量及び資源化の啓発を行った。</p> <p>また、広報誌、ごみカレンダー、ごみ辞典等の印刷物に加えホームページ等を活用し適時適切な広報を行った。</p>
	45	災害廃棄物処理	稲沢市	<p>災害廃棄物処理計画に基づき円滑な処理の推進</p>	平成23年度～平成27年度	<p>平成17年度に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、既に平成21年度に締結している近隣ごみ処理施設の団体との災害援助協定に加えて、平成26年1月1日付けで県、市町村、下水道管理者等の相互間において「災害時の一般廃棄物処理施設及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を、平成26年1月28日付けで一般社団法人愛知県産業廃棄物協会と「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、災害時の廃棄物の円滑な処理の推進を図った。</p>

3 事業実施による二酸化炭素削減効果について

(1) 削減量 (実績)

(事業実施による本報告の対象とする期間における二酸化炭素の削減量について、算定方法及び算定根拠と併せて記入する。また、算定根拠として使用した具体的な資料を添付する。)

改良前の年間CO₂排出量-2,070.2 t-CO₂/年に対し、改良後の年間CO₂排出量-3,488.5 t-CO₂/年であり、CO₂削減量は1,418.3 t-CO₂/年、CO₂削減率は32.3%となった。

1. 二酸化炭素の削減量の算定方法については、別紙のとおり

2. CO₂削減に関する工事内容

(1) 延命化工事

・排ガス分析計の交換工事

既設の3種類の排ガス分析計を多機能型の排ガス分析計1台に集約したことにより、場内使用電力量が低減した。

(2) 施設改良工事

・排ガス再循環工事

低空気比運転を行うことで排ガス量が低減したことにより、誘引送風機の使用電力も低減した。

また、排ガスの再加熱を不要とすることによって排出熱量の低減が図られ、ボイラの発生蒸気量が増加したことにより、タービン発電機の発電量が増加した。

(3) CO₂削減対策工事

① タービン更新工事

復水タービンを抽気復水タービンに交換し、脱気器加熱用蒸気を抽気蒸気に使用することにより、蒸気エネルギーの損失分をタービンで回収したことから、タービン発電機の発電量が増加した。

② 主要電動機のインバータ制御化

押込送風機等の制御をインバータ制御に変更したことにより、場内使用電力が低減した。

(2) 削減量に達しなかった場合の原因

((1)の削減量(実績)が、延命化計画又は同様の内容を含む他の計画において算定した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記入する。(上記計画において算定した二酸化炭素削減量に達した場合は、記入を要しない。))

4 目標の達成状況に関する評価

(ごみ処理)

○排出量

- ・事業系家庭系総排出量の合計は、目標の40,523 t に対して、実績が41,409 t であり目標を達成することができなかった。目標を達成できなかった要因及び目標達成に向けた方策については、改善計画書を作成する。
- ・事業系総排出量は目標の7,463 t に対して実績が7,783 t であり、目標を達成することができなかった。また、事業系の1事業所当たりの総排出量についても、目標の1.456t に対して実績が1.484t であり、目標を達成することができなかった。目標を達成できなかった要因及び目標達成に向けた方策については、改善計画書を作成する。
- ・家庭系総排出量は目標の31,156 t に対して実績が31,494 t であり、目標を達成することができなかった。目標を達成できなかった要因及び目標達成に向けた方策については、改善計画書を作成する。家庭系の1人当たりの総排出量については、目標の233kg/人に対して、実績は228kg/人であり、目標を達成した。これは、生ごみ減量、雑がみ資源化など、継続的にごみ減量を啓発したことによるものと考えられる。
- ・し尿処理汚泥の総排出量は、目標の1,904t に対して実績が1,832t であり、目標を達成することができた。これは、公共下水道へ移行した人口が増加したことによるものと考えられる。

○再生利用量

- ・直接資源化量は、目標の8,604t に対して実績が5,774t、総資源化量は、目標の12,526 t に対して実績が8,370 t であり、いずれも目標を大幅に下回った。目標を達成できなかった要因及び目標達成に向けた方策については、改善計画書を作成する。

○熱回収量

- ・目標の6,757Mwh に対して実績が10,108 Mwh であり、目標を達成した。これは、発電方式を復水式から抽気復水式に変更したことにより、発電効率が上がったこと等によるものと考えられる。

○減量化量

- ・目標の26,796t に対して実績は30,053t であり、目標を達成した。これは、基幹整備事業を実施したことにより、継続的な減量化が図られたことによるものと考えられる。

○最終処分場

- ・目標の3,748t に対して実績が4,274t であり、目標を達成することができなかった。目標を達成できなかった要因及び目標達成に向けた方策については、改善計画書を作成する。

(生活排水処理)

○公共下水道

・目標の56,600人(普及率43.2%)に対して実績が55,771人(普及率40.5%)であり、目標を達成することができなかった。目標を達成できなかった要因及び目標達成に向けた方策については、改善計画書を作成する。

○集落排水施設等

・目標の9,957人(普及率7.6%)に対して実績が7,823人(普及率5.7%)であり、目標を達成することができなかった。目標を達成できなかった要因及び目標達成に向けた方策については、改善計画書を作成する。

○合併処理浄化槽等

・目標の43,237人(普及率33.0%)に対して実績が37,863人(普及率27.5%)であり、目標を達成することができなかった。目標を達成できなかった要因及び目標達成に向けた方策については、改善計画書を作成する。

○未処理人口

・目標の21,226人に対して実績が36,235人であり、目標を達成することができなかった。目標を達成できなかった要因及び目標達成に向けた方策については、改善計画書を作成する。

(都道府県知事の所見)

(ごみ処理)

二酸化炭素の削減率、熱回収量及び減量化量については、目標を達成している。これは、廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業によるものと認められる。

事業系家庭系総排出量合計、再生利用量及び最終処分量については、目標を達成することができなかった。今後は、これら非達成項目に関する施策を中心に充実し、さらなる循環型社会の形成推進に努められたい。

県においても、必要に応じて助言するなどの支援を行っていく。

(生活排水処理)

公共下水道、集落排水施設等、合併処理浄化槽等及び未処理人口の項目において、目標を達成できなかった。社会情勢等を踏まえた施策の展開により、さらなる未処理人口の減少に努められたい。